

青森県報

第四百三十五号

令和四年
三月十六日
(水曜日)

目次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) ……
○生活保護法による医療機関の指定……………	(同) ……
○右 同……………	(同) ……
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………	(同) ……
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同) ……
○右 同……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………	(同) ……
○右 同……………	(同) ……
○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高年齢福祉課) ……
○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………	(障害福祉課) ……
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七……………	(同) ……

第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院の指定…………… (同) …… 五

○都市計画事業計画の変更認可…………… (都市計画課) …… 五

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 六

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 六

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 七

○政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 七

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出…………… (同) …… 七

公営企業

○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (病院総務課局) …… 八

告 示

青森県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日 止
たかはし薬局	十和田市西五番町二三の三	令和 四・一・二六
サカイ薬局弥生	五所川原市字弥生町一五の八	四・一・三

たっこ調剤薬局

三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ九
二の八

〃

青森県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
ハッピー調剤薬局弘前城東中央店	弘前市大字城東中央三丁目三の一	令和 四・三・一
ハッピー調剤薬局むつ中央店	むつ市旭町二の三〇	〃
スーパーストア調剤薬局	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四	〃
たっこ調剤薬局	三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ九二の八	〃

青森県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
事 業 者		事 業 所		

株式会社アイ
ピーケア

弘前市大字寒沢
町一六の三六

訪問看護ス
テーション
翡翠

弘前市大字寒沢町
一六の三六

令和
四・一・七

青森県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
オリオン歯科クリニック	弘前市大字元寺町三五	令和 四・三・三〇

青森県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
有限会社ハイ ブリッジ	十和田市西五 番町二三の三	居宅療養 管理指導	たかはし薬局	十和田市西五 番町二三の三	令和 四・一・三六
居宅介護事業者		居宅介護事業所			廃 止

株式会社町田 アンド町田商 会	弘前市大字津 賀野字浅田九 九六	居宅療養 管理指導	サカエ薬局弥 生	五所川原市字 八弥生町一五の 八	四・一・三
-----------------------	------------------------	--------------	-------------	------------------------	-------

青森県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

介 護 予 防 事 業 者 名 称	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 事 業 の 種 類	介 護 予 防 事 業 所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
有限会社ハイ ブリッジ	十和田市西五 番町二三の三	介護予防 居宅療養 管理指導	たかはし薬局	十和田市西五 番町二三の三	令和 四・一・三六
株式会社町田 アンド町田商 会	弘前市大字津 賀野字浅田九 九六	介護予防 居宅療養 管理指導	サカエ薬局弥 生	五所川原市字 八弥生町一五の 八	四・一・三

青森県告示第百二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
サカエ薬局弥生	五所川原市字弥生町一五の八	令和 四・一・三
たっこ調剤薬局	三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ九 二の八	〃

青森県告示第百二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハッピー調剤薬局弘前城東 中央店	弘前市大字城東中央三丁目三の一	令和 四・二・一
ハッピー調剤薬局むつ中央 店	むつ市旭町二の三〇	〃
たっこ調剤薬局	三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ九 二の八	〃

青森県告示第百三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による

る生活保護法」という。)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		居宅介護事業者	
名称	主たる事務所所在地	名称	主たる事務所所在地	名称	主たる事務所所在地
有限会社ハイブリッジ	十和田市西五番町二三の三	有限会社ハイブリッジ	十和田市西五番町二三の三	有限会社ハイブリッジ	十和田市西五番町二三の三
株式会社町田アアンド町田商会	弘前市大字津賀野字浅田九六	株式会社町田アアンド町田商会	弘前市大字津賀野字浅田九六	株式会社町田アアンド町田商会	弘前市大字津賀野字浅田九六
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
たかはし薬局	サカエ薬局	たかはし薬局	サカエ薬局	たかはし薬局	サカエ薬局
十和田市西五番町二三の三	五所川原市字弥生町一五の八	十和田市西五番町二三の三	五所川原市字弥生町一五の八	十和田市西五番町二三の三	五所川原市字弥生町一五の八
令和四・一・二六	令和四・一・三二	令和四・一・二六	令和四・一・三二	令和四・一・二六	令和四・一・三二

青森県告示第百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業者		介護予防事業者	
名称	主たる事務所所在地	名称	主たる事務所所在地	名称	主たる事務所所在地
介護予防防事業の種類	介護予防防事業の種類	介護予防防事業の種類	介護予防防事業の種類	介護予防防事業の種類	介護予防防事業の種類
廃止年月日	廃止年月日	廃止年月日	廃止年月日	廃止年月日	廃止年月日

青森県告示第百三十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社ハイブリッジ	十和田市西五番町二三の三	介護予防居宅療養管理指導	たかはし薬局	十和田市西五番町二三の三	令和四・一・二六
株式会社町田アアンド町田商会	弘前市大字津賀野字浅田九六	介護予防居宅療養管理指導	サカエ薬局	五所川原市字弥生町一五の八	令和四・一・三二

青森県告示第百三十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の十第一号の規定により公示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービス事業を行う事業の種類	名称	住所	指定年月日
合同会社えむ	合同会社えむ	むつ市小川町一丁目一の二	訪問看護	えむナースステーション	むつ市小川町一丁目一の二	令和四・四・一

氏名 氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防サービス		介護予防サービス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
		介護予防 の種類	介護予防 サービス		
合同会社えむ	むつ市小川町一丁目一の一	介護予防訪問看護	えむナースステーション	むつ市小川町一丁目一の一	令和四・四・一

青森県告示第百四十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定期限
一般財団法人愛成会弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	令和四・四・一	令和七・三・三
医療法人青仁会青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	〃	〃
社会医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	〃	〃

青森県告示第百四十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の七第二項後段に規定する措置を採ることができると認める応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定年月日	指定期限
一般財団法人愛成会弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	令和四・四・一	令和七・三・三
医療法人青仁会青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	〃	〃
社会医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	〃	〃

青森県告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を令和四年三月八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
青森市
- 二 都市計画事業の種類
青森都市計画道路事業（三・六・六号 青森駅西口線及び八・七・二号 青森駅自由通路）
- 三 事業施行期間
平成二十九年四月十四日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
平成二十九年青森県告示第百三十五号及び令和二年青森県告示第十五号の事業地である青森市柳川一丁目地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
平成二十九年青森県告示第百三十五号及び令和二年青森県告示第十五号の事業地である青森市柳川一丁目地内において事業地を変更する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年三月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	町以上の上の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党 青森県弘前市支部	鶴賀谷 貴	高橋 正文	弘前市大字外 一崎三丁目二の		令和 四・二・四

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
会 菊地ひでし後援会	若佐 修	杉山 亘	上北郡横浜町字屋敷形五三の六	令和 四・二・四
会 山田ちさと後援会	石田 功	伊藤 和夫	青森市中央三丁目二の一五	四・二・四
工藤けんせい後援会	工藤 栄一	工藤 孝生	弘前市大字十腰内 字猿沢一三四	四・二・六

竹浪あつし後援会	廣田 正志	竹浪 靖幸	弘前市大字青女子 字桜薊三一七	四・二・六
弘前市に新しい風を起こす会	小田切 達	竹浪 純	弘前市大字塩分町 四の四	四・二・三

青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	代表者	新	旧	異動年月日
日本共産党東青地区委員会 (赤平 美緒)		赤平 美緒		三浦 徳弥	令和 四・二・六
自由民主党青森県 しんわ会支部 (桑原 一夫)		高崎 政伸		浪打 真彦	四・二・七
自由民主党青森市 支部 (山谷 清文)		主たる事務所の所在地	青森市大字三内 字丸山三八一	青森市大字浜田 字豊田一四八の 六	四・二・五

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	代表者	新	旧	異動年月日
青森県産業資源循環協会の政治連盟 (庄司 肇)		庄司 肇		天内 修	令和 三・二・〇

田中享後援会 (齊藤 昌彦)	代表者	齊藤 昌彦	齊藤 博光	四・二・二
蛭名正樹後援会 (盛 秀人)	代表者	盛 秀人	藤原 忠則	四・二・〇
長久保耕治後援会 (林 匡彦)	主たる事務所の所在地	上北郡東北町字長久保四二	上北郡東北町字乙供四〇の二	四・二・〇
津島淳後援会 (津島 淳)	主たる事務所の所在地	青森市大字三内字丸山三八一	青森市大字浜田字豊田一四八の六	四・二・五
祥友会 (奈良 祥孝)	会計責任者	宮田 慶輝	川畑 透	四・二・八

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
工藤栄治後援会	阿保 清秀	令和 三・三・二
福島弘芳後援会	盛 貢	三・三・五
八真会	小林 眞	三・三・三
小林まこと後援会	西 幹雄	三・三・三
市政前進の会	古舘 文明	三・三・三

神山久志後援会	相内 喜久男	四・一・七
新弘前創造市民ネットワーク	葛西 憲之	四・一・三

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和四年三月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異年月日動
津島 淳	津島淳後援会	主たる事務所の所在地	青森市大字三内字丸山三八一	青森市大字浜田字豊田一四八の六	令和 四・二・五

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和四年三月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小林 眞	八真会	令和 三・三・三

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（給料月額の特例）

8 病院局医療職給料表(三)の適用を受ける職員（中央病院に勤務する者に限る。）の給料月額、当分の間、当該給料月額に二千七百円（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、千三百五十円）を加算した額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和四年二月一日から適用する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円